

<不動産の有効活用>

不動産相続は、相続人が未確定の場合、戸籍調査などを行いますが、個人情報保護の観点からなかなか確認が難しいのが現状です。また、相続人が確定していても、人数が多いと、お互いの感情のもつれや、土地と建物の所有者が違う、などの問題で、相続された不動産が活用できなくなるケースが多発しています。活用されない不動産は管理不全空家につながり、社会問題にもなっています。

不動産相続は、相続人が多数になる前に、健康に生きている間に解決しておくことをおすすめします。

相続した不動産の活用方法には①自己活用、②賃貸して収益を得る、③売却するの三つがあります。

<事例1> 相続された貸店舗をリノベーションして賃貸住宅に

